

(環境確保条例第118条の2)

土壌汚染情報公開台帳

(案件No. 2)

整理番号	108-20002	調製年月日・契機	令和2年10月12日		第116条第1項第1号
所在地	江東区東砂六丁目 6 9 番 1 外 5 筆 (地番) 江東区東砂六丁目 1 1 番 1 8 号 (住居表示)				
訂正年月日・契機	令和3年1月4日・第116条第1項第1号(追加分)並びに第116条の3第1項、令和3年3月15日・第116条の3第3項、令和3年5月18日・第116条の3第1項、令和5年3月13日・第116条の3第3項				
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)	株式会社熱精工業(令和2年4月30日廃止)	面積	835.13 m ² (汚染地)	1,429.61 m ² (調査)	
汚染状況調査の方法について特筆すべき事項		土壌汚染対策法に基づいた調査(法との重複案件)			
当該土地において講じられた健康被害の防止又は 周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合は、その内容		掘削除去、区域外土壌入替え、既存構造物撤去、建物新築工事			
当該土地に第122条第1項第2号の土壌がある場合は、その旨 (汚染の原因が水面埋立材に由来する場合は、その旨)					
当該土地が第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨					
当該土地が第55条第3項に該当する場合は、その旨					
当該土地が土壌汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質 変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨		形質変更時要届出区域(指-1175号)			
備考					
土壌の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目		汚染状況調査の受託者
	令和2年8月25日	鉛及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		株式会社エンパイオ・エンジニアリング
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		

(環境確保条例第118条の2)

土壤污染情報公開台帳

(案件No. 2)

[illegible]